

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2025年9月17日提出

【計算期間】 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030 第7期中
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035 第6期中
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040 第7期中
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045 第6期中
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050 第7期中
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055 第6期中
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060 第7期中
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065 第6期中
(自 2024年12月21日至 2025年6月20日)

【ファンド名】 ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065

【発行者名】 三井住友D Sアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 荻原 亘

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【事務連絡者氏名】 小林 雅子

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【電話番号】 03-6205-0911

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030

2025年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	739,177,088	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,344,952	0.45
合計(純資産総額)		742,522,040	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035

2025年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	927,984,018	99.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,260,290	0.35
合計(純資産総額)		931,244,308	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040

2025年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	639,066,039	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,909,955	0.45
合計(純資産総額)		641,975,994	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045

2025年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	612,222,990	99.56
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,721,154	0.44
合計(純資産総額)		614,944,144	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050

2025年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	371,491,384	99.73

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	994,493	0.27
合計(純資産総額)		372,485,877	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055

2025年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	347,644,681	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,563,057	0.45
合計(純資産総額)		349,207,738	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060

2025年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	330,391,663	99.71
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	964,969	0.29
合計(純資産総額)		331,356,632	100.00

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065

2025年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	403,405,256	99.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,806,422	0.45
合計(純資産総額)		405,211,678	100.00

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2019年12月20日)	2,469,617	2,469,617	10,857	10,857
第2期 (2020年12月21日)	66,720,374	66,720,374	10,348	10,348
第3期 (2021年12月20日)	136,987,998	136,987,998	10,512	10,512
第4期 (2022年12月20日)	281,626,225	281,626,225	9,940	9,940
第5期 (2023年12月20日)	570,298,166	570,298,166	10,403	10,403
第6期 (2024年12月20日)	709,394,525	709,394,525	10,650	10,650
2024年7月末日	690,687,156	-	10,613	-

8月末日	700,741,716	-	10,669	-
9月末日	703,255,675	-	10,694	-
10月末日	717,781,124	-	10,674	-
11月末日	710,967,839	-	10,663	-
12月末日	708,332,235	-	10,646	-
2025年 1月末日	715,063,695	-	10,573	-
2月末日	693,662,449	-	10,466	-
3月末日	713,236,456	-	10,355	-
4月末日	724,230,963	-	10,539	-
5月末日	733,405,926	-	10,551	-
6月末日	731,815,035	-	10,570	-
7月末日	742,522,040	-	10,543	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2020年12月21日)	1,021,838	1,021,838	10,218	10,218
第2期 (2021年12月20日)	16,623,112	16,623,112	10,549	10,549
第3期 (2022年12月20日)	109,716,657	109,716,657	10,159	10,159
第4期 (2023年12月20日)	408,982,603	408,982,603	10,981	10,981
第5期 (2024年12月20日)	617,801,399	617,801,399	11,730	11,730
2024年 7月末日	533,341,548	-	11,673	-
8月末日	549,205,776	-	11,669	-
9月末日	557,298,646	-	11,686	-
10月末日	584,112,927	-	11,743	-
11月末日	602,900,963	-	11,747	-
12月末日	597,991,400	-	11,761	-
2025年 1月末日	621,899,531	-	11,702	-
2月末日	617,959,036	-	11,543	-
3月末日	803,783,673	-	11,450	-
4月末日	835,433,019	-	11,613	-
5月末日	853,230,556	-	11,686	-
6月末日	904,130,466	-	11,752	-
7月末日	931,244,308	-	11,776	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2019年12月20日)	1,168,396	1,168,396	10,994	10,994
第2期 (2020年12月21日)	31,014,084	31,014,084	10,263	10,263

第3期 (2021年12月20日)	74,617,501	74,617,501	10,755	10,755
第4期 (2022年12月20日)	157,203,285	157,203,285	10,535	10,535
第5期 (2023年12月20日)	301,356,986	301,356,986	11,715	11,715
第6期 (2024年12月20日)	431,633,722	431,633,722	12,946	12,946
2024年 7月末日	398,819,545	-	12,891	-
8月末日	404,050,512	-	12,821	-
9月末日	403,742,175	-	12,827	-
10月末日	424,784,836	-	12,950	-
11月末日	426,512,084	-	12,966	-
12月末日	433,135,094	-	13,012	-
2025年 1月末日	456,981,253	-	12,969	-
2月末日	451,436,950	-	12,754	-
3月末日	557,261,698	-	12,679	-
4月末日	568,405,494	-	12,822	-
5月末日	590,493,608	-	12,951	-
6月末日	613,956,975	-	13,059	-
7月末日	641,975,994	-	13,132	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2020年12月21日)	1,030,351	1,030,351	10,304	10,304
第2期 (2021年12月20日)	17,511,391	17,511,391	10,955	10,955
第3期 (2022年12月20日)	71,653,470	71,653,470	10,884	10,884
第4期 (2023年12月20日)	276,089,020	276,089,020	12,423	12,423
第5期 (2024年12月20日)	461,240,728	461,240,728	14,151	14,151
2024年 7月末日	399,165,739	-	14,110	-
8月末日	410,272,288	-	13,961	-
9月末日	413,171,204	-	13,952	-
10月末日	443,504,971	-	14,149	-
11月末日	455,979,245	-	14,177	-
12月末日	464,524,770	-	14,258	-
2025年 1月末日	487,416,331	-	14,233	-
2月末日	479,506,694	-	13,956	-
3月末日	542,237,494	-	13,902	-
4月末日	557,746,488	-	14,021	-
5月末日	574,913,905	-	14,213	-
6月末日	588,713,207	-	14,365	-
7月末日	614,944,144	-	14,492	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2019年12月20日)	1,125,620	1,125,620	11,124	11,124
第2期 (2020年12月21日)	11,536,150	11,536,150	10,144	10,144
第3期 (2021年12月20日)	36,474,362	36,474,362	10,962	10,962
第4期 (2022年12月20日)	82,281,851	82,281,851	11,055	11,055
第5期 (2023年12月20日)	196,993,714	196,993,714	12,941	12,941
第6期 (2024年12月20日)	308,171,952	308,171,952	15,178	15,178
2024年 7月末日	277,689,244	-	15,152	-
8月末日	281,714,229	-	14,920	-
9月末日	281,574,823	-	14,896	-
10月末日	297,217,106	-	15,166	-
11月末日	305,017,387	-	15,208	-
12月末日	310,952,031	-	15,328	-
2025年 1月末日	322,643,213	-	15,325	-
2月末日	310,839,373	-	14,983	-
3月末日	331,842,933	-	14,956	-
4月末日	332,356,806	-	15,044	-
5月末日	350,461,723	-	15,298	-
6月末日	356,196,349	-	15,497	-
7月末日	372,485,877	-	15,682	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2020年12月21日)	1,038,599	1,038,599	10,386	10,386
第2期 (2021年12月20日)	6,604,975	6,604,975	11,368	11,368
第3期 (2022年12月20日)	52,936,113	52,936,113	11,643	11,643
第4期 (2023年12月20日)	145,265,550	145,265,550	13,893	13,893
第5期 (2024年12月20日)	267,110,150	267,110,150	16,815	16,815
2024年 7月末日	230,460,276	-	16,564	-
8月末日	235,057,644	-	16,468	-
9月末日	241,236,867	-	16,427	-
10月末日	259,343,422	-	16,792	-
11月末日	265,190,881	-	16,851	-
12月末日	269,231,267	-	17,019	-
2025年 1月末日	274,910,051	-	17,041	-
2月末日	270,218,562	-	16,617	-
3月末日	297,978,351	-	16,614	-
4月末日	318,322,586	-	16,675	-
5月末日	333,335,812	-	17,014	-

6月末日	328,478,362	-	17,271	-
7月末日	349,207,738	-	17,531	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2019年12月20日)	1,144,577	1,144,577	11,228	11,228
第2期 (2020年12月21日)	9,625,136	9,625,136	10,185	10,185
第3期 (2021年12月20日)	32,937,064	32,937,064	11,281	11,281
第4期 (2022年12月20日)	68,456,543	68,456,543	11,699	11,699
第5期 (2023年12月20日)	151,861,244	151,861,244	14,119	14,119
第6期 (2024年12月20日)	267,403,569	267,403,569	17,172	17,172
2024年 7月末日	233,443,006	-	16,825	-
8月末日	236,104,389	-	16,729	-
9月末日	244,590,483	-	16,700	-
10月末日	265,162,914	-	17,140	-
11月末日	271,267,583	-	17,212	-
12月末日	270,937,901	-	17,419	-
2025年 1月末日	280,885,315	-	17,470	-
2月末日	273,976,398	-	16,989	-
3月末日	288,870,106	-	17,025	-
4月末日	286,162,899	-	17,036	-
5月末日	306,378,035	-	17,437	-
6月末日	317,987,319	-	17,741	-
7月末日	331,356,632	-	18,061	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2020年12月21日)	1,042,492	1,042,492	10,425	10,425
第2期 (2021年12月20日)	5,927,630	5,927,630	11,523	11,523
第3期 (2022年12月20日)	42,929,821	42,929,821	11,980	11,980
第4期 (2023年12月20日)	106,170,397	106,170,397	14,529	14,529
第5期 (2024年12月20日)	255,213,851	255,213,851	17,752	17,752
2024年 7月末日	221,608,541	-	17,323	-
8月末日	226,784,063	-	17,218	-
9月末日	230,319,014	-	17,205	-
10月末日	245,137,069	-	17,710	-
11月末日	251,995,440	-	17,797	-
12月末日	259,610,589	-	18,038	-

2025年 1月末日	283,027,202	-	18,112	-
2月末日	278,506,395	-	17,587	-
3月末日	327,079,819	-	17,616	-
4月末日	336,845,025	-	17,600	-
5月末日	353,312,177	-	18,062	-
6月末日	387,159,183	-	18,407	-
7月末日	405,211,678	-	18,787	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

【分配の推移】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第4期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第5期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第6期	2023年12月21日～2024年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第3期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第4期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第5期	2023年12月21日～2024年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2019年 1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第4期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第5期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第6期	2023年12月21日～2024年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2020年 9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第3期	2021年12月21日～2022年12月20日	0

第4期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第5期	2023年12月21日～2024年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2019年1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第4期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第5期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第6期	2023年12月21日～2024年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2020年9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第3期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第4期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第5期	2023年12月21日～2024年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2019年1月15日～2019年12月20日	0
第2期	2019年12月21日～2020年12月21日	0
第3期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第4期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第5期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第6期	2023年12月21日～2024年12月20日	0

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2020年9月23日～2020年12月21日	0
第2期	2020年12月22日～2021年12月20日	0
第3期	2021年12月21日～2022年12月20日	0
第4期	2022年12月21日～2023年12月20日	0
第5期	2023年12月21日～2024年12月20日	0

【収益率の推移】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030

	収益率(%)
--	--------

第1期	8.6
第2期	4.7
第3期	1.6
第4期	5.4
第5期	4.7
第6期	2.4
第7期(中間期)	0.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035

	収益率(%)
第1期	2.2
第2期	3.2
第3期	3.7
第4期	8.1
第5期	6.8
第6期(中間期)	0.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040

	収益率(%)
第1期	9.9
第2期	6.6
第3期	4.8
第4期	2.0
第5期	11.2
第6期	10.5
第7期(中間期)	0.4

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045

	収益率(%)
第1期	3.0
第2期	6.3
第3期	0.6
第4期	14.1
第5期	13.9
第6期(中間期)	0.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050

	収益率(%)
第1期	11.2
第2期	8.8
第3期	8.1
第4期	0.8
第5期	17.1
第6期	17.3
第7期(中間期)	1.2

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055

	収益率(%)
第1期	3.9
第2期	9.5
第3期	2.4
第4期	19.3
第5期	21.0
第6期(中間期)	1.7

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060

	収益率(%)
第1期	12.3
第2期	9.3
第3期	10.8
第4期	3.7
第5期	20.7
第6期	21.6
第7期(中間期)	2.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065

	収益率(%)
第1期	4.3
第2期	10.5
第3期	4.0
第4期	21.3

第5期	22.2
第6期(中間期)	2.4

(注) 収益率とは、計算期間末の分配基準価額から前期末分配基準価額を控除した額を前期末分配基準価額で除したものをいいます。

(参考)

(1) 投資状況

ひとくふう日本株式マザーファンド

2025年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	880,361,240	97.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	24,160,467	2.67
合計(純資産総額)		904,521,707	100.00

ひとくふう先進国株式マザーファンド

2025年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	615,749,496	66.55
	カナダ	56,326,882	6.09
	ドイツ	27,960,855	3.02
	フランス	24,706,377	2.67
	イギリス	24,397,706	2.64
	オーストラリア	22,546,306	2.44
	オランダ	18,711,134	2.02
	イタリア	18,642,409	2.01
	スペイン	12,320,898	1.33
	スイス	9,839,391	1.06
	バミューダ	6,727,160	0.73
	ノルウェー	6,488,210	0.70
	ケイマン諸島	5,665,107	0.61
	フィンランド	5,429,185	0.59
	ベルギー	5,419,041	0.59
	シンガポール	3,840,086	0.42
アイルランド	2,871,461	0.31	
	小計	867,641,704	93.77
新株予約権証券	カナダ	-	0.00
投資証券	アメリカ	27,603,452	2.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	30,042,694	3.25
合計(純資産総額)		925,287,850	100.00

キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

2025年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	22,340,416,000	54.89
	フランス	11,189,507,040	27.49
	イタリア	5,817,722,285	14.29
	小計	39,347,645,325	96.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,352,775,613	3.32
合計(純資産総額)		40,700,420,938	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	-	17,228,125,500	42.33

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2025年7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	2,898,275,400	57.34
特殊債券	日本	399,926,600	7.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,756,568,061	34.75
合計(純資産総額)		5,054,770,061	100.00

2【設定及び解約の実績】

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2,274,656	0
第2期	64,773,974	2,573,934
第3期	90,656,668	24,813,113
第4期	167,345,632	14,333,803
第5期	361,578,576	96,704,824
第6期	225,022,544	107,127,890
第7期(中間期)	97,186,410	68,202,571

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,000,000	0
第2期	14,759,879	2,508
第3期	95,246,116	3,004,684
第4期	283,632,767	19,170,439
第5期	181,482,299	27,270,331
第6期(中間期)	285,399,715	46,629,178

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,062,729	0
第2期	29,789,135	633,798
第3期	45,696,940	6,537,226
第4期	93,578,604	13,742,761
第5期	131,000,091	22,965,744
第6期	108,834,260	32,660,623
第7期(中間期)	152,567,977	15,823,337

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,000,000	0
第2期	15,184,120	199,807
第3期	53,375,620	3,528,109
第4期	169,494,026	13,083,605
第5期	136,380,362	32,690,965
第6期(中間期)	94,559,447	12,384,100

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,011,896	0
第2期	10,706,462	346,300
第3期	24,083,327	2,182,327
第4期	45,655,903	4,502,476
第5期	90,361,779	12,563,188
第6期	67,561,826	16,753,784
第7期(中間期)	36,606,993	11,206,743

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,000,000	0
第2期	5,140,750	330,383
第3期	42,900,865	3,246,795
第4期	72,894,793	13,799,355
第5期	66,679,013	12,384,639
第6期(中間期)	52,623,051	21,629,298

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,019,429	0
第2期	8,733,897	302,641
第3期	21,301,677	1,555,080
第4期	39,893,970	10,575,345
第5期	69,169,364	20,126,886
第6期	74,707,261	26,543,824
第7期(中間期)	37,239,551	13,951,414

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,000,000	0
第2期	5,578,586	1,434,405
第3期	38,254,999	7,565,391
第4期	47,025,163	9,782,186
第5期	105,131,453	34,441,096
第6期(中間期)	83,409,799	22,232,065

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

3【ファンドの経理状況】

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間(2024年12月21日から2025年6月20日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055

ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間(2024年12月21日から2025年6月20日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	23,199	32,399
コール・ローン	3,531,600	3,458,372
親投資信託受益証券	707,238,913	732,458,798
流動資産合計	710,793,712	735,949,569
資産合計	710,793,712	735,949,569
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,244	-
未払受託者報酬	115,563	117,640
未払委託者報酬	1,232,982	1,255,328
その他未払費用	32,398	17,570
流動負債合計	1,399,187	1,390,538
負債合計	1,399,187	1,390,538
純資産の部		
元本等		
元本	666,098,486	695,082,325
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	43,296,039	39,476,706
(分配準備積立金)	23,722,627	21,454,494
元本等合計	709,394,525	734,559,031
純資産合計	709,394,525	734,559,031
負債純資産合計	710,793,712	735,949,569

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第6期中間計算期間 自 2023年12月21日 至 2024年 6月20日	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
受取利息	541	7,380
有価証券売買等損益	14,852,838	3,713,896
営業収益合計	14,853,379	3,706,516
営業費用		
支払利息	59	-
受託者報酬	101,601	117,640
委託者報酬	1,084,301	1,255,328
その他費用	15,140	17,570
営業費用合計	1,201,101	1,390,538
営業利益又は営業損失（ ）	13,652,278	5,097,054
経常利益又は経常損失（ ）	13,652,278	5,097,054
中間純利益又は中間純損失（ ）	13,652,278	5,097,054
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	384,959	980,748
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	22,094,334	43,296,039
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,046,097	4,662,356
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,046,097	4,662,356
剰余金減少額又は欠損金増加額	953,861	4,365,383
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	953,861	4,365,383
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	41,453,889	39,476,706

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	666,098,486口	695,082,325口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0650円 (1万口当たりの純資産額10,650円)	1口当たり純資産額 1.0568円 (1万口当たりの純資産額10,568円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
期首元本額	548,203,832円	666,098,486円
期中追加設定元本額	225,022,544円	97,186,410円
期中一部解約元本額	107,127,890円	68,202,571円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	23,042	41,317
コール・ローン	3,507,772	4,410,358
親投資信託受益証券	615,803,556	893,815,658
流動資産合計	619,334,370	898,267,333
資産合計	619,334,370	898,267,333
負債の部		
流動負債		
未払解約金	433,211	2,278
未払受託者報酬	92,082	121,281
未払委託者報酬	982,642	1,294,170
その他未払費用	25,036	18,112
流動負債合計	1,532,971	1,435,841
負債合計	1,532,971	1,435,841
純資産の部		
元本等		
元本	526,673,099	765,443,636
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	91,128,300	131,387,856
(分配準備積立金)	45,079,393	41,480,244
元本等合計	617,801,399	896,831,492
純資産合計	617,801,399	896,831,492
負債純資産合計	619,334,370	898,267,333

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第5期中間計算期間 自 2023年12月21日 至 2024年 6月20日	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
受取利息	388	7,935
有価証券売買等損益	28,569,604	4,743,925
営業収益合計	28,569,992	4,751,860
営業費用		
支払利息	33	-
受託者報酬	75,954	121,281
委託者報酬	810,515	1,294,170
その他費用	11,314	18,112
営業費用合計	897,816	1,433,563
営業利益又は営業損失（ ）	27,672,176	3,318,297
経常利益又は経常損失（ ）	27,672,176	3,318,297
中間純利益又は中間純損失（ ）	27,672,176	3,318,297
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	356,225	337,617
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	36,521,472	91,128,300
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,282,870	44,594,787
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,282,870	44,594,787
剰余金減少額又は欠損金増加額	705,867	7,991,145
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	705,867	7,991,145
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	74,414,426	131,387,856

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	526,673,099口	765,443,636口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1730円 (1万口当たりの純資産額11,730円)	1口当たり純資産額 1.1716円 (1万口当たりの純資産額11,716円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
期首元本額	372,461,131円	526,673,099円
期中追加設定元本額	181,482,299円	285,399,715円
期中一部解約元本額	27,270,331円	46,629,178円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	14,157	28,299
コール・ローン	2,155,098	3,020,723
親投資信託受益証券	430,291,877	608,874,072
流動資産合計	432,461,132	611,923,094
資産合計	432,461,132	611,923,094
負債の部		
流動負債		
未払解約金	26,694	-
未払受託者報酬	67,019	85,130
未払委託者報酬	715,317	908,464
その他未払費用	18,380	12,675
流動負債合計	827,410	1,006,269
負債合計	827,410	1,006,269
純資産の部		
元本等		
元本	333,421,607	470,166,247
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	98,212,115	140,750,578
(分配準備積立金)	51,876,088	49,901,040
元本等合計	431,633,722	610,916,825
純資産合計	431,633,722	610,916,825
負債純資産合計	432,461,132	611,923,094

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第6期中間計算期間 自 2023年12月21日 至 2024年 6月20日	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
受取利息	303	6,145
有価証券売買等損益	32,243,035	5,115,190
営業収益合計	32,243,338	5,121,335
営業費用		
支払利息	13	-
受託者報酬	56,751	85,130
委託者報酬	605,863	908,464
その他費用	8,427	12,675
営業費用合計	671,054	1,006,269
営業利益又は営業損失（ ）	31,572,284	4,115,066
経常利益又は経常損失（ ）	31,572,284	4,115,066
中間純利益又は中間純損失（ ）	31,572,284	4,115,066
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,500,351	173,610
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	44,109,016	98,212,115
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,643,613	42,863,495
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,643,613	42,863,495
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,849,931	4,613,708
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,849,931	4,613,708
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	84,974,631	140,750,578

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	333,421,607口	470,166,247口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2946円 (1万口当たりの純資産額12,946円)	1口当たり純資産額 1.2994円 (1万口当たりの純資産額12,994円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
期首元本額	257,247,970円	333,421,607円
期中追加設定元本額	108,834,260円	152,567,977円
期中一部解約元本額	32,660,623円	15,823,337円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	15,151	30,581
コール・ローン	2,306,545	3,264,271
親投資信託受益証券	459,747,454	581,439,813
未収入金	1,247,698	-
流動資産合計	463,316,848	584,734,665
資産合計	463,316,848	584,734,665
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,253,966	1,442,478
未払受託者報酬	68,842	85,936
未払委託者報酬	734,894	916,996
その他未払費用	18,418	12,811
流動負債合計	2,076,120	2,458,221
負債合計	2,076,120	2,458,221
純資産の部		
元本等		
元本	325,931,642	408,106,989
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	135,309,086	174,169,455
(分配準備積立金)	57,250,025	55,405,637
元本等合計	461,240,728	582,276,444
純資産合計	461,240,728	582,276,444
負債純資産合計	463,316,848	584,734,665

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第5期中間計算期間 自 2023年12月21日 至 2024年 6月20日	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
受取利息	277	6,140
有価証券売買等損益	40,301,879	6,704,620
営業収益合計	40,302,156	6,710,760
営業費用		
支払利息	7	-
受託者報酬	55,077	85,936
委託者報酬	587,950	916,996
その他費用	8,181	12,811
営業費用合計	651,215	1,015,743
営業利益又は営業損失（ ）	39,650,941	5,695,017
経常利益又は経常損失（ ）	39,650,941	5,695,017
中間純利益又は中間純損失（ ）	39,650,941	5,695,017
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,301,314	104,853
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	53,846,775	135,309,086
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,596,711	38,181,031
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,596,711	38,181,031
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,345,665	5,120,532
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,345,665	5,120,532
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	111,447,448	174,169,455

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	325,931,642口	408,106,989口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4151円 (1万口当たりの純資産額14,151円)	1口当たり純資産額 1.4268円 (1万口当たりの純資産額14,268円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
期首元本額	222,242,245円	325,931,642円
期中追加設定元本額	136,380,362円	94,559,447円
期中一部解約元本額	32,690,965円	12,384,100円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	10,160	14,953
コール・ローン	1,546,682	1,596,118
親投資信託受益証券	307,182,628	350,312,033
未収入金	11,253	-
流動資産合計	308,750,723	351,923,104
資産合計	308,750,723	351,923,104
負債の部		
流動負債		
未払解約金	20,210	273,662
未払受託者報酬	46,754	53,708
未払委託者報酬	499,152	573,261
その他未払費用	12,655	7,966
流動負債合計	578,771	908,597
負債合計	578,771	908,597
純資産の部		
元本等		
元本	203,033,118	228,433,368
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	105,138,834	122,581,139
(分配準備積立金)	54,503,189	51,751,953
元本等合計	308,171,952	351,014,507
純資産合計	308,171,952	351,014,507
負債純資産合計	308,750,723	351,923,104

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第6期中間計算期間 自 2023年12月21日 至 2024年 6月20日	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
受取利息	187	3,407
有価証券売買等損益	35,073,153	5,007,301
営業収益合計	35,073,340	5,010,708
営業費用		
支払利息	6	-
受託者報酬	38,691	53,708
委託者報酬	413,119	573,261
その他費用	5,720	7,966
営業費用合計	457,536	634,935
営業利益又は営業損失（ ）	34,615,804	4,375,773
経常利益又は経常損失（ ）	34,615,804	4,375,773
中間純利益又は中間純損失（ ）	34,615,804	4,375,773
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,363,970	68,947
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	44,768,638	105,138,834
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,241,668	18,798,399
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,241,668	18,798,399
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,600,602	5,800,814
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,600,602	5,800,814
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	87,661,538	122,581,139

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	203,033,118口	228,433,368口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5178円 (1万口当たりの純資産額15,178円)	1口当たり純資産額 1.5366円 (1万口当たりの純資産額15,366円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
期首元本額	152,225,076円	203,033,118円
期中追加設定元本額	67,561,826円	36,606,993円
期中一部解約元本額	16,753,784円	11,206,743円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,760	15,004
コール・ローン	1,333,587	1,601,581
親投資信託受益証券	266,240,755	323,549,509
流動資産合計	267,583,102	325,166,094
資産合計	267,583,102	325,166,094
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	39,619	48,470
未払委託者報酬	423,017	517,553
その他未払費用	10,316	7,192
流動負債合計	472,952	573,215
負債合計	472,952	573,215
純資産の部		
元本等		
元本	158,854,249	189,848,002
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	108,255,901	134,744,877
(分配準備積立金)	46,818,891	41,474,272
元本等合計	267,110,150	324,592,879
純資産合計	267,110,150	324,592,879
負債純資産合計	267,583,102	325,166,094

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第5期中間計算期間 自 2023年12月21日 至 2024年 6月20日	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
受取利息	124	3,016
有価証券売買等損益	29,580,730	6,662,782
営業収益合計	29,580,854	6,665,798
営業費用		
受託者報酬	30,046	48,470
委託者報酬	320,973	517,553
その他費用	4,443	7,192
営業費用合計	355,462	573,215
営業利益又は営業損失（ ）	29,225,392	6,092,583
経常利益又は経常損失（ ）	29,225,392	6,092,583
中間純利益又は中間純損失（ ）	29,225,392	6,092,583
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,348,398	152,049
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	40,705,675	108,255,901
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,270,615	35,249,318
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,270,615	35,249,318
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,859,706	14,700,876
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,859,706	14,700,876
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	82,993,578	134,744,877

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	158,854,249口	189,848,002口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.6815円 (1万口当たりの純資産額16,815円)	1口当たり純資産額 1.7098円 (1万口当たりの純資産額17,098円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
期首元本額	104,559,875円	158,854,249円
期中追加設定元本額	66,679,013円	52,623,051円
期中一部解約元本額	12,384,639円	21,629,298円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,851	14,796
コール・ローン	1,347,417	1,579,348
親投資信託受益証券	266,542,339	312,869,441
流動資産合計	267,898,607	314,463,585
資産合計	267,898,607	314,463,585
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,741	31,531
未払受託者報酬	40,480	46,733
未払委託者報酬	432,203	498,987
その他未払費用	10,614	6,915
流動負債合計	495,038	584,166
負債合計	495,038	584,166
純資産の部		
元本等		
元本	155,721,822	179,009,959
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	111,681,747	134,869,460
(分配準備積立金)	47,771,437	43,889,102
元本等合計	267,403,569	313,879,419
純資産合計	267,403,569	313,879,419
負債純資産合計	267,898,607	314,463,585

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第6期中間計算期間 自 2023年12月21日 至 2024年 6月20日	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
受取利息	151	2,588
有価証券売買等損益	30,677,563	6,474,876
営業収益合計	30,677,714	6,477,464
営業費用		
受託者報酬	31,411	46,733
委託者報酬	335,386	498,987
その他費用	4,623	6,915
営業費用合計	371,420	552,635
営業利益又は営業損失（ ）	30,306,294	5,924,829
経常利益又は経常損失（ ）	30,306,294	5,924,829
中間純利益又は中間純損失（ ）	30,306,294	5,924,829
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,605,112	158,385
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	44,302,859	111,681,747
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,517,746	27,122,118
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,517,746	27,122,118
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,307,926	10,017,619
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,307,926	10,017,619
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	91,213,861	134,869,460

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第7期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	155,721,822口	179,009,959口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.7172円 (1万口当たりの純資産額17,172円)	1口当たり純資産額 1.7534円 (1万口当たりの純資産額17,534円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第6期 (2024年12月20日現在)	第7期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
期首元本額	107,558,385円	155,721,822円
期中追加設定元本額	74,707,261円	37,239,551円
期中一部解約元本額	26,543,824円	13,951,414円

【ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,461	10,458
コール・ローン	1,288,076	1,116,307
親投資信託受益証券	254,383,686	371,856,003
未収入金	7,503	-
流動資産合計	255,687,726	372,982,768
資産合計	255,687,726	372,982,768
負債の部		
流動負債		
未払解約金	20,284	-
未払受託者報酬	38,024	50,984
未払委託者報酬	406,139	544,219
その他未払費用	9,428	7,566
流動負債合計	473,875	602,769
負債合計	473,875	602,769
純資産の部		
元本等		
元本	143,767,123	204,944,857
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	111,446,728	167,435,142
(分配準備積立金)	34,861,734	30,783,445
元本等合計	255,213,851	372,379,999
純資産合計	255,213,851	372,379,999
負債純資産合計	255,687,726	372,982,768

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第5期中間計算期間 自 2023年12月21日 至 2024年 6月20日	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年 6月20日
営業収益		
受取利息	106	3,269
有価証券売買等損益	24,242,614	9,252,156
営業収益合計	24,242,720	9,255,425
営業費用		
受託者報酬	25,918	50,984
委託者報酬	277,018	544,219
その他費用	3,805	7,566
営業費用合計	306,741	602,769
営業利益又は営業損失（ ）	23,935,979	8,652,656
経常利益又は経常損失（ ）	23,935,979	8,652,656
中間純利益又は中間純損失（ ）	23,935,979	8,652,656
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	2,716,686	25,869
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	33,093,631	111,446,728
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,979,686	64,526,693
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,979,686	64,526,693
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,227,636	17,216,804
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,227,636	17,216,804
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	83,064,974	167,435,142

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第6期中間計算期間 自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	143,767,123口	204,944,857口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.7752円 (1万口当たりの純資産額17,752円)	1口当たり純資産額 1.8170円 (1万口当たりの純資産額18,170円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第5期 (2024年12月20日現在)	第6期中間計算期間 (2025年6月20日現在)
期首元本額	73,076,766円	143,767,123円
期中追加設定元本額	105,131,453円	83,409,799円
期中一部解約元本額	34,441,096円	22,232,065円

(参考)

「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055」、「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060」および「ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065」は、「ひとくふう日本株式マザーファンド」、「ひとくふう先進国株式マザーファンド」、「キャリーエンハンスト・グローバル債券マザーファンド」および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

ひとくふう日本株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年6月20日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	159,300
コール・ローン	17,004,227
株式	724,015,560
未収配当金	6,308,440
流動資産合計	747,487,527
資産合計	
747,487,527	
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	
-	
純資産の部	
元本等	
元本	340,084,372
剰余金	

剰余金又は欠損金()	407,403,155
元本等合計	747,487,527
純資産合計	747,487,527
負債純資産合計	747,487,527

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年6月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	340,084,372口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.1979円 (1万口当たりの純資産額21,979円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年6月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(株式) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025年6月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	376,783,021円
同期中における追加設定元本額	243,790,962円
同期中における一部解約元本額	280,489,611円
2025年6月20日現在の元本の内訳	
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030	6,555,622円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2040	42,645,916円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2050	39,894,809円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2060	48,515,947円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035	40,346,012円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045	53,784,947円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055	43,530,284円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2065	63,934,976円
ひとくふうターゲット・デート・ファンド2070	875,859円
合計	340,084,372円

ひとくふう先進国株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年6月20日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	15,464,062
金銭信託	101,839
コール・ローン	10,870,625
株式	692,173,589
投資証券	32,285,070
未収配当金	1,122,005
流動資産合計	752,017,190
資産合計	752,017,190
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	

246,164,769

元本

剰余金

剰余金又は欠損金（ ）

505,852,421

元本等合計

752,017,190

純資産合計

752,017,190

負債純資産合計

752,017,190

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年6月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	246,164,769口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.0549円 (1万口当たりの純資産額30,549円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年6月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。
	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025年6月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	263,579,391円
同期中における追加設定元本額	161,055,995円
同期中における一部解約元本額	178,470,617円
2025年6月20日現在の元本の内訳	
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030	4,705,878円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040	30,862,269円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050	28,886,842円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060	35,125,455円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035	29,190,122円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045	38,936,716円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055	31,537,873円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065	46,285,415円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070	634,199円
合計	246,164,769円

キャリアエンハンスト・グローバル債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年6月20日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	24,317,419
金銭信託	5,879,676
コール・ローン	627,617,349
国債証券	36,260,442,524
未収入金	10,670,069,343
未収利息	100,266,895
前払費用	179,100,199
流動資産合計	47,867,693,405

資産合計	47,867,693,405
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	54,829,639
未払金	6,757,342,743
流動負債合計	6,812,172,382
負債合計	6,812,172,382
純資産の部	
元本等	
元本	40,914,305,577
剰余金	
剰余金又は欠損金()	141,215,446
元本等合計	41,055,521,023
純資産合計	41,055,521,023
負債純資産合計	47,867,693,405

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年6月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	40,914,305,577口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0035円 (1万口当たりの純資産額10,035円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年6月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

(2025年6月20日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	オフショア・人民元	859,194,681	-	863,533,924	4,339,243
	ユーロ	13,391,167,524	-	13,441,657,920	50,490,396
	小計	14,250,362,205	-	14,305,191,844	54,829,639
合計		14,250,362,205	-	14,305,191,844	54,829,639

（注）1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025年6月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	37,603,227,745円
同期中における追加設定元本額	4,054,101,721円
同期中における一部解約元本額	743,023,889円
2025年6月20日現在の元本の内訳	
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030	701,192,083円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040	419,393,592円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050	173,772,616円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060	98,586,438円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2035	713,469,115円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2045	343,077,335円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2055	131,070,504円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065	89,622,328円
大和住銀キャリアエンハンスト・グローバル債券F-1(適格機関投資家限定)	12,459,019,942円
キャリアエンハンスト・グローバル債券ファンド(適格機関投資家限定)	17,534,732,657円
キャリアエンハンスト・グローバル債券ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	8,249,168,552円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2070	1,200,415円
合計	40,914,305,577円

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位:円)

(2025年6月20日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	11,463,423
コール・ローン	1,223,646,237
国債証券	2,798,062,200
特殊債券	819,805,380
社債券	199,913,600
未収利息	768,029
前払費用	37,808
流動資産合計	5,053,696,677
資産合計	5,053,696,677
負債の部	
流動負債	
未払解約金	355,688

流動負債合計	355,688
負債合計	355,688
純資産の部	
元本等	
元本	4,968,589,264
剰余金	
剰余金又は欠損金()	84,751,725
元本等合計	5,053,340,989
純資産合計	5,053,340,989
負債純資産合計	5,053,696,677

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2024年12月21日 至 2025年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年6月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	4,968,589,264口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0171円 (1万口当たりの純資産額10,171円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年6月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(国債証券、特殊債券、社債券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025年6月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	4,209,996,020円
同期中における追加設定元本額	3,581,719,943円
同期中における一部解約元本額	2,823,126,699円
2025年6月20日現在の元本の内訳	
S M B Cファンドラップ・日本バリュー株	984,252円
S M B Cファンドラップ・J - R E I T	984,252円
S M B Cファンドラップ・G - R E I T	93,018,163円
S M B Cファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円
S M B Cファンドラップ・米国株	984,543円
S M B Cファンドラップ・欧州株	89,718,432円
S M B Cファンドラップ・新興国株	61,111,034円
S M B Cファンドラップ・コモディティ	30,882,058円
S M B Cファンドラップ・米国債	136,874,567円
S M B Cファンドラップ・欧州債	68,341,252円
S M B Cファンドラップ・新興国債	54,958,024円
S M B Cファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円
S M B Cファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円
S M B Cファンドラップ・日本債	964,891,078円
D C日本国債プラス	892,659,847円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	438,760円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円
日本株225・米ドルコース	49,237円
スマート・ストラテジー・ファンド(毎月決算型)	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド(年2回決算型)	4,566,053円
カナダ高配当株ツイン(毎月分配型)	433,260円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円
ひとくふうターゲット・デット・ファンド2030	27,486円
米国分散投資戦略ファンド(1倍コース)	566,750,165円

米国分散投資戦略ファンド(3倍コース)	363,263,483円
米国分散投資戦略ファンド(5倍コース)	445,153円
グローバルDX関連株式ファンド(予想分配金提示型)	295,276円
グローバルDX関連株式ファンド(資産成長型)	1,968,504円
日興FWS・日本株クオリティ	19,697円
日興FWS・日本株市場型アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・日本債アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・Jリートアクティブ	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697円
グローバル創薬関連株式ファンド	984,834円
トータルヘッジ用ファンドSMT1号<適格機関投資家限定>	1,113,669,480円
合計	4,968,589,264円

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

資本金の額および株式数

2025年7月31日現在

資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

最近5年間における資本金の額の増減
該当ありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年7月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	654	13,941,727
単位型株式投資信託	75	622,036
追加型公社債投資信託	1	22,794
単位型公社債投資信託	123	184,471
合計	853	14,771,029

(3)【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

該当ありません。

(ロ) その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

5【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		66,540,261	52,028,017
金銭の信託		23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託		300,051	500,353
前払費用		583,635	644,114
未収入金		193,837	250,860
未収委託者報酬		14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬		3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬		406,420	292,775
未収収益		84,166	79,998
未収還付法人税等		-	125,792
その他の流動資産		43,391	134,288
流動資産合計		109,410,202	106,105,936
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		1,265,924	1,157,214
器具備品		516,485	471,243
土地		710	710
リース資産		1,782	-
有形固定資産合計		1,784,901	1,629,168
無形固定資産			
ソフトウェア		2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定		101,101	511,487
のれん		2,740,868	2,436,327
顧客関連資産		9,332,065	7,218,790
電話加入権		12,706	12,706
商標権		30	24
無形固定資産合計		14,793,389	12,254,141
投資その他の資産			
投資有価証券		9,976,957	9,257,612
関係会社株式		1,927,221	1,740,365
長期差入保証金		1,361,654	1,360,241
長期前払費用		44,009	75,691
会員権		90,479	90,479
繰延税金資産		716,093	942,908
貸倒引当金		20,750	20,750
投資その他の資産合計		14,095,666	13,446,548
固定資産合計		30,673,957	27,329,857

資産合計	140,084,160	133,435,793
------	-------------	-------------

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50,045	88,646
評価・換算差額等合計	50,045	88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124

運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177
営業利益	6,371,877	10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683

為替差益		-	75,948
不動産賃貸料		108,505	117,054
雑収入		20,632	41,618
営業外収益合計		11,372,678	710,359
営業外費用			
金銭の信託運用損		-	88,979
投資有価証券償還損		10,829	137,207
投資有価証券売却損		48,575	93
投資事業組合運用損		-	56,719
為替差損		4,701	-
雑損失		-	4,818
営業外費用合計		64,106	287,820
経常利益		17,680,450	10,814,585
特別利益			
子会社株式売却益	1	14,096,622	672,682
特別利益合計		14,096,622	672,682
特別損失			
固定資産除却損	2	12,385	76,933
固定資産売却損		-	204
投資有価証券評価損		-	3,191
特別損失合計		12,385	80,328
税引前当期純利益		31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税		7,802,794	3,062,795
法人税等調整額		1,314,394	162,825
法人税等合計		6,488,400	2,899,969
当期純利益		25,276,287	8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				

当期首残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	1,591,892	1,591,892			1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	10,838,419	10,838,419			10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			38,600	38,600	38,600
当期変動額合計	2,331,449	2,331,449	38,600	38,600	2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法
 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）
 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	- 千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	-千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	-	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	9,292,678	9,292,678	-
資産計	32,728,510	32,728,510	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	7,659,105	7,659,105	-
資産計	39,411,157	39,411,157	-

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)

その他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	23,435,831	-	23,435,831
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	9,292,678	-	9,292,678
資産計	-	32,728,510	-	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	31,752,052	-	31,752,052
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	7,659,105	-	7,659,105
資産計	-	39,411,157	-	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
----	----------	------	----

(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	222,822
小計	5,802,739	6,025,562	222,822
合計	9,292,678	9,322,929	30,250

(注)非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	132,659
小計	6,950,495	7,083,155	132,659
合計	7,659,105	7,769,371	110,265

(注)非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325

利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	34,405	153,045
退職給付の支払額	466,321	698,074
過去勤務費用の発生額	20,064	-
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	34,405	153,045
過去勤務費用の費用処理額	20,064	-
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	198,503	62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403

繰延税金負債

無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	10.6	0.9
評価性引当額の増減	-	0.9
外国税額控除	-	0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	6,642,605	未払手数料	1,630,250
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	6,960,278	未払手数料	1,200,878

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却(売却価格)	24,000,000	-	-
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	8,327,979	未払手数料	2,117,600
親会社の 子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	7,176,048	未払手数料	1,490,173
親会社の 子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業(銀行持株会社)	-	-	子会社株式の売却(売却価格)	773,585	-	-
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2030の2024年12月21日から2025年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2030の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2035の2024年12月21日から2025年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2035の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2040の2024年12月21日から2025年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2040の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2045の2024年12月21日から2025年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2045の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2050の2024年12月21日から2025年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2050の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デート・ファンド2055の2024年12月21日から2025年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デート・ファンド2055の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2060の2024年12月21日から2025年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2060の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月3日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているひとくふうターゲット・デット・ファンド2065の2024年12月21日から2025年6月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ひとくふうターゲット・デット・ファンド2065の2025年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月21日から2025年6月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。